二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区広河原菅原町七から一七まで、二二から三四まで、二一〇から二二〇まで、二二二から二三八まで、尾花町三三から四三まで、四五から七三まで、九〇（次の図に示す部分に限る。）、九三の一、九三の二、九四、九六から一〇〇まで、一〇二から一〇四まで、一〇六から一二七まで、三四一から三四七まで、三六七の一から三六七の四まで、三六八の一、三六八の二、三六八の六、三六九、三六九の一、三六九の二、三七〇・三七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三七三、三七五、三七八、下之町一から四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、五、六（次の図に示す部分に限る。）、七、八（次の図に示す部分に限る。）、九から一一まで、三〇、三九から七〇まで、七一・七二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七三、七五から七七まで、七八（次の図に示す部分に限る。）、七九、八〇、八一（次の図に示す部分に限る。）、八二、八三、八四（次の図に示す部分に限る。）、八五、八六、八七（次の図に示す部分に限る。）、八八、八九（次の図に示す部分に限る。）、九〇、九一、九二から九五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、九六、九七から一〇〇まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一、一〇二から一〇五まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、杓子屋町三一四、三一五、三二一から三四三まで、三四五から三五一まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　京都府京都市左京区広河原能見町九から一三まで、一七から一九まで、二一、二二、五六、六三、六六から七五まで、八一から九一まで、九三から九九まで、一〇七、一〇八、一一一から一一三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四から一一六まで、一三六（次の図に示す部分に限る。）、一三七、一四三、四三二から四四八まで、四六八から四七三まで、四八五（次の図に示す部分に限る。）、四八六、四八九から五〇五まで、五〇六から五〇八まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、杓子屋町一、一〇の一、一〇の二、一一から一七まで、二〇、二三から二八まで、三〇から三六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに四万十市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成九年十二月八日農林水産省告示第千七百五十七号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百五十号

工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第二十八条第一項の登録の更新をしたので、同法第六十八条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十五年六月七日

経済産業大臣　茂木　敏充

一　登録認証機関の名称　ＡＷＰＡ試験センター協会法人

二　登録更新年月日　平成二十四年七月三十一日

三　登録認証機関の所在地　オーストラリア連邦　クィーンズランド州　ウエストバーレー　タレバジェラクリーク・ロード四十五番　ユニット三

四　登録の区分　Ａ（土木及び建築）

五　認証を行う事務所の名称及び所在地

ＡＷＰＡ試験センター協会法人

オーストラリア連邦　クィーンズランド州　ウエストバーレー　タレバジェラクリーク・ロード四十五番　ユニット三

平成十年九月三日農林水産省告示第千三百七十六号

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月七日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県加賀郡吉備中央町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び吉備中央町役場に備え置いて縦覧に供する。）